

後期高齢者医療制度

問い合わせ 市民課国保係 ☎内線3132

保険料額決定通知書を今月中旬に発送します



保険料は、均等割額と所得割額の合計です。本年度の均等割額は4万2700円、所得割率は8・48パーセント、1人当たりの上限額は55万円です(所得の少ない人は保険料が軽減されます)。

決定した本年度の保険料から仮徴収で納めた額を差し引いた残りを納めていただきます。

※徴収方法により本徴収の期別が異なります(下表)

納付方法が変更できます
現在、特別徴収(年金から天引き)の人は、金融機関への口座振替の申請と市役所へ特別徴収の中止申請をすることで、納付方法を特別徴収から口座振替へ変更できます。

また、普通徴収(納付書で納付または口座振替)の人(特別徴収の中止申請を済ませた人を除く)も、次の全ての項目に該当する場合は、自動的に特別徴収に

切り替わります。

特別徴収を希望しない人は、口座振替の申請と特別徴収の中止申請をしてください。

①介護保険料が年金から天引きされている

②介護保険料が天引きされている年金の受給額が、年額18万円以上

③介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が、②の年金額の2分の1以下

申請に必要なもの

■口座振替 通帳/通帳の届け出印

■特別徴収中止 後期高齢者医療被保険者証/印鑑/金融機関で渡される口座振替依頼書の「ご本人控え」

※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されません

介護保険料が確定

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 ☎内線77253

介護保険料

介護保険料は、世帯や本人の所得や課税の状況により7段階に分けられ、それによって決まった保険料(年額)を年6回の納期に振り分けて納めます。

仮算定と本算定

各期の保険料は、前年分所得の確定前は前年度保険料を基に(仮算定(別表1))し、所得の確定後は「介護保険料(年額)」(別表2)で本算定を行います。仮算定との過不足分は、本算定で調整されます。

納付方法

65歳以上の人(第1号被保険者は、介護保険料の納入方法が2通りあります)。

①特別徴収(年金天引き)

日本年金機構などの指定により、年金から直接納める方法(老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金などを年間18万円以上受給している人)。

②普通徴収(納付書納付、または

は口座振替)

市から送付する納付書により、金融機関などに直接納める方法(特別徴収に該当しない人、年度途中に65歳に到達した人、または転入した人)。

※普通徴収の人は、口座振替が便利です。各金融機関で手続きしてください

保険料を納めないでいると

介護保険は介護の必要な人を社会全体で支え合う制度です。特別な理由もなく保険料を納めないでいると、介護サービスを利用したときに掛かる費用の全額負担や保険給付の支払い差し止めなどの制約を受けることがあります。

また、保険料が時効(2年)となった場合、その期間と金額に応じて保険給付額が減額されることがあり、サービスを利用するときの負担が大きくなります。納付を忘れている人は早めに保険料を納めましょう。

仮徴収と本徴収

納期 徴収方法	1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)	4期(10月)	5期(12月)	6期(2月)
	特別徴収 年金から天引き	仮徴収			本徴収	
特別徴収 年金から天引き	前年度の第6期(2月)と同額			(決定した年額-仮徴収額)を3で割った金額		
普通徴収 納付書納付 口座振替	仮徴収			本徴収		
	前年度の年額を6で割った金額			(決定した年額-仮徴収額)を4で割った金額		

(別表1) 仮算定と本算定

納期 徴収方法	1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)	4期(10月)	5期(12月)	6期(2月)
	特別徴収 年金から天引き	仮算定			本算定	
特別徴収 年金から天引き	前年度の第6期(2月)と同額			(確定した年額-仮算定額)を3で割った金額		
普通徴収 納付書納付 口座振替	仮算定			本算定		
	前年度の年額を6で割った金額			(確定した年額-仮算定額)を4で割った金額		

年金の窓口からお知らせ



保険料の納付は口座振替がお得です

保険料の納付には、前納制度があります。前納すると保険料が割引になります。

現金での納付を希望する人は、「国民年金保険料納付案内書」に付いている「下期」の納付書で、10月31日までに納めてください。口座振替で6カ月分の保険料を前納すると、さらにお得です。口座振替で保険料の前納を希望する人は、8月末日までに金融機関、または渋川年金事務所まで手続きをしてください。その際、通帳、届け出印、基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書など)をお持ちください。

保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由で国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付

保険料の追納をお勧めします

■現金で前納 8万9150円(730円割引)
■口座振替で前納 8万8800円(1020円割引)

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間には、保険料を全額納付した場合に比べ、将来受ける年金額が少なくなります。また、若年者納付猶予や学生納付特例の承認を受けたままで追納しなかった場合は、その期間は、老齢基礎年金額には反映されません。

これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。

※承認を受けた3年目以降に追納する場合は、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せされます

問い合わせ 渋川年金事務所 ☎0279-216078

(別表2) 介護保険料(年額)

所得段階	対象	調整率	保険料額			
			平成23年度	平成24~26年度	改定額	
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	生活保護を受けている人、または老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.50	21,500円	26,300円	4,800円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.50	21,500円	26,300円	4,800円
第3段階 (軽減措置あり)		課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の人	基準額×0.65	-	34,200円	※新設
第3段階 (軽減措置なし)		課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える人	基準額×0.75	32,200円	39,400円	7,200円
第4段階 (軽減措置あり)	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.90	38,700円	47,300円	8,600円	
第4段階 (軽減措置なし)	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超える人	基準額	43,000円	52,600円	9,600円	
第5段階	本人が 市民税課税	合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	53,700円	65,700円	12,000円
第6段階		合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	64,500円	78,900円	14,400円
第7段階		合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75	75,200円	92,000円	16,800円